

## 北茨城市の健康都市づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定

北茨城市（以下「甲」という。）と株式会社タニタヘルスリンク（以下「乙」という。）は、北茨城市の健康都市づくりの推進に向けた取組みを連携・協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、健康都市づくりの推進に向けた取組みを連携・協力して行うことにより、市民の健康的な生活の実現と健康寿命の延伸を図り、「健康都市きたいばらき」を実現することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的の達成のため、次に掲げる事項に関する連携・協力を行うこととする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議の上、別途定めることとする。

- (1) 市民の健康意識を高める取組みに関すること
- (2) 市民の正しい生活習慣の実践の支援に関すること
- (3) 市民自らが行う健康管理の支援に関すること
- (4) 市民の健康を支える環境づくりに関すること
- (5) 市民のスポーツへの参加を促す取組みに関すること
- (6) 健康づくりと観光・商業との連携に関すること
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

### （協議の実施）

第3条 この協定による連携・協力を円滑に推進するため、甲及び乙は、それぞれの担当部局を定め随時協議を実施する。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の個人情報等を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏えいしてはならない。

### （協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

### （協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月11日

甲 北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市長

豊日



乙 東京都豊島区池袋二丁目43番1号 池袋青柳ビル7階  
株式会社タニタヘルスリンク

代表取締役社長

津羽隆史

